

令和7年度市政功労者表彰（社会功労）候補者の推薦について

1. 推薦の基準

下記の表の基準と基準年数を満たす方が対象となります。

市 政 功 労 者 表 彰 規 則	基 準	基準年数
第4条 第1号	社会公共のために尽力し、その功績が顕著な団体 または個人 ア 社会福祉または保健衛生の向上、青少年の健全 育成、交通安全の推進または民生の安定に功績 顕著な者 イ 産業、建設の振興に寄与し、その功績顕著な者 ウ 教育、体育、文化、芸術等の振興に寄与し、そ の功績顕著な者 エ 環境保全の推進に寄与し、その功績顕著な者 オ まちづくり活動に寄与し、その功績顕著な者 カ その他社会公共のために功績顕著な者	<u>15年以上</u>
第2号	市民の模範とするに値する善行または奇特定の行為が あった団体または個人	
第3号	前各号に定めるもののほか、特に市長が表彰することが適当と 認める団体または個人	

※基準年数については、団体での功績と個人での功績とを通算することはできません。

（例：団体活動の一員として10年活動され、その後、個人として5年活動された場合など）

2. 被表彰者の資格

単に基準年数が経過しているばかりでなく、真に表彰に値する顕著な功労があり、犯罪関係はもとより、市税および市の歳入金等の滞納がなく、本人の社会的評価等が顕著な方が対象となります。

3. 調査期日

令和7年4月1日を基準とします。

4. 選考

市の各担当課所属長から内申のあった方の中から、草津市市政功労者表彰選考委員会が被表彰者を決定します。

5. その他推薦にあたっての注意事項

（1）功績に団体としての活動を含む場合は、その所属団体を通じて市の各担当課へ御相談ください。

（2）過去に市政功労者表彰を受けられた方は対象外となりますが、以後の功績が表彰時の功績と異なる場合は、この限りではありません。

（例：前回 町内会長で表彰され、今回は社会功労で該当される場合など）

（3）既に亡くなられている方や、市制施行（昭和29年10月15日）以前のみの功績の方は対象外となります。